

2021年度労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

1. 港湾労使が共同して取り組む諸課題の推進について
(1) プロジェクトチーム(仮称)を設置して、労使共同による認可料金制度の復活、並びに、適正料金收受のための具体的な取り組みを推進すること。
(2) 政府の石炭火力発電「非効率」施設の削減政策に対し、港湾運送事業の業域、港湾労働者の職域・雇用を確保する施策の確立を労使共同で取り組むことを確認し、関係行政への対策をはじめ、具体的な取り組みを推進すること。
 2. 新型コロナウイルスなど感染性の疫病への措置について
(1) 感染予防・安全な職場・荷役作業環境確保のために、政府の施策(国港経第21号/20年7月1日付等)の活用を含めあらゆる措置の実行を徹底すること。
(2) 「感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20年6月30日付)」にもとづき次の課題を具体化した「感染症に係る産別休業制度(仮称)」を創設すること。
 - ① 倦怠感・発熱など感染が疑われる症状がある場合、或は、罹患した場合は、直ちに健康診断と治療を受けることができ、通院・加療のための休業と賃金補償(標準報酬月額の日割)を行うこと。
 - ② 感染拡大により作業体制が整わない場合を想定し、上記(1) 国交省要請にある労働力確保の施策も活用して、常に、作業体制・業務遂行体制を整えておくよう準備しておくこと。
 - ③ 罹患した労働者への不利益・差別的取り扱いを断じて行わないこと。
 - ④ その他、想定し得る事態又は、不測の事態に対し、機敏に対策を講じ、そのための労使協議体制を日常的に整えておくこと。
 - ⑤ 日港協加盟各店社は、上記(1)及び(2)-①~④を実施する企業内制度を創設し実行すること。
(3) 港湾労働者の安全を確保し、事業の継続を図るために、国土交通省、厚生労働省、内閣官房(ワクチン接種担当)など関係行政などに対し、次の措置について労使共同での取り組みを進めること。
 - ① すべての港湾労働者に対し、適宜PCR検査を行い、安全環境を整えること。その費用は、国庫負担とすること。
 - ② 新型コロナウイルスワクチン接種について、感染防護服、ワクチン接種準備諸物資の輸送(移送)だけでなく、国民経済と国民生活に不可欠な物流を担う港湾労働者を医療従事者と同様、同位のエッセンシャルワーカーと位置づけ、ワクチンの優先的接種を行うこと。
3. 産別制度賃金、及び、個別賃金引上げについて
(1) 産別制度賃金引上げと協定の改定について
 - ① 17年度の産別最低賃金として、17春闘時に個別労使で合意した168,920円を協定化する こと。
 - ② 21年度の産別最低賃金について、190,035円(日額：8,260円、時間給1,180円)に引き上げること。
 - ③ あるべき賃金を、別表(20春闘要求と同水準)の通り改定すること。
 - ④ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
 - ⑤ 検数・検定労働者の標準者賃金を267,200円に改定し、これに到達すること。なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会での合意内容とすること。
(2) 上記(1)-⑤の改定に加え、検数・検定労働者の標準者賃金協定(2010年(平成22年)12月16日付)を下記の通り改定すること。
 - ① 同協定1-(1)適用する労働者を「年齢35歳で、海事検査人養成協議会等で検数人・鑑定人・検量人の有資格者(予定を含む)と認定され、国土交通省に届け出ているものとする」と改定すること。「勤続17年・扶養家族3名(配偶者、子2名)の高卒者」を削除する。
 - ② 同協定1-(2)適用する使用者に、「株式会社シンケン」を加えるよう改定すること。
 - ③ 各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもって回答すること。
4. 雇用確保と要員増について
(1) コロナ禍に乗じて、或は、AI化・荷役機器の遠隔操作化など港湾「合理化」導入に対して、人員削減を行わないことを確約すること。
(2) 日港協として「人員確保キャンペーン」をはじめ、産業政策としての人員確保策を具体化すること。また、日港協加盟各店社・個別事業者にあつては、人員不足解消の具体策を講じ過重・過密、長時間労働の解消を進めること。
5. 産別協定の全港・全職種適用と産別協定集の編纂について
(1) 既存の産別協定を全港・全職種に(特定の港・職種に限定した協定を除く)適用すること。
(2) 2013年以降の産別協定(確認書・議事録確認などすべての労使協定)を既存の産別協定集に統合させ、新たな産別協定集として編纂すること。また、編纂年次を明確にし、今後は計画的に編纂を続けること。
6. 労使継続諸課題について
以下の労使継続諸課題について、21春闘要求提出後も専門委員会等の産別労使協議機関、個別労使協議において継続協議を行い、合意に至ったものを21春闘協定に繰り入れること。
 - (1) 港湾運送事業における検査事業の労働秩序維持など、指定事業者の存在意義を再確認し、関係労使間の協議を促進することで、指定事業者の再生等の目的への達成を図ること。
 - ① 産別労災補償制度について協議を行い、その確立を図ること。
 - ② 放射線量検査に携わった労働者の健康診断のための産別制度を創設し、健康診断を実施すること。
 - ③ 関連職種の産別協定履行のための支援について、引き続き必要な対策を講じること。そのために、日港協として必要な指導性を発揮すること。
 - (2) 週休二日制並びに65歳定年制の実施について、未到達の企業・職種にあつては労使協議を促進しその到達を図ること。そのために、日港協として必要な指導性を発揮すること。なお、週休二日制の課題は、20年度において履行されておかなければならない課題であり、当該労使間において誠実に交渉し、実現を図ること。
 - (3) 東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博の開催に伴う港湾物流と港湾労働への負の影響を除去するために、中央・地区において事前の協議を行い、万全の体制をつくること。

以上



冒頭業側は「昨年同様、限の対策を取りながらの開催となった。組合傘下の春闘要求とその趣旨説明が行われること、宜しくお願ひする」等と述べた。

柏木委員長は「世界的なコロナの状況の中で、現場では組合員が日々働いていて、是非とも誠意ある回答をお願ひしたい。要求は、昨年からの課題であるが、内容的には、非常に濃い。現場の声に心える要求だと理解願ひたい」と述べ、要求趣旨の重点説明を行った。

料金問題、石炭火力の問題には、一七春闘で個別労使が合意した金額の協定化。その他組合側の主張や意見を集約して回答し、(十五時四十五分終了)

題には、労使が具体的に行動する事。新型コロナウイルスの措置では、感染防止対策と休業・賃金補償の具

体化。また、PCR検査を適宜行える体制、ワクチンの優先的接種、産別制度賃金

の苦勞に心えたい。決意の要求であることを強調し、趣旨説明とした。

業側は、組合側からの多種多様な要求について、各地の意見を集約して回答し、(十五時四十五分終了)

第1回中央団交

関連課題、指定事業者問題の今春闘中で解決の目途と賃上げがなければ二一港湾春闘を終えない決意を表明!

全国港湾と港運同盟は、二月十七日(水)十四時三〇分より東京芝浦サードセンターにおいて、二一春闘第一回中央港湾団交を開催し、日本港運協会に「二〇二一年度労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出し、要求主旨説明を行った。また、「新型コロナウイルスワクチン接種に係る要請」も同時に行

った。団交には、コロナ感染拡大防止の観点から、常任中央執行委員及び十五地区港湾代表が参加した。

あわせて、二一春闘について、引き上げるよう要求する。個別賃上げには、組合員の最大の関心事であり、雇用確保は当たり前で誠意を見せる事。その他、雇用と人員確保を進める事。指定事業者問題への協議促進。労使安全専門委員会課題の具体的解決。関連職種への5・9協定の履行実

施。オリ・パラ、大阪万博の車両の荷役が出来なくなっている。雇用への影響があり問題である、中央事前協議会で対応すべき等と追加を行った。

業側は、組合側からの多種多様な要求について、各地の意見を集約して回答し、(十五時四十五分終了)

見では、①指定事業者は、正しい事業体に戻す事、今春闘で解決を図るべき。②関連職種への産別協定は、具体的に実施すべ課題であり、これも今春闘で解決すべき。③港荷労働の賃上げ交渉で業側は、ゼロ回答を示した。日港協として賃上げするよう指導願ひたい。

これに対し組合側は、日時については了承するが、文書回答には拒否し、横浜港、川崎港、大阪港から申請されていたゲートオープンについて、過重労働になつていないかの検証を求め、大阪港の万博対策の社会実験も承した。

団交の開催方法と場所については、事務局間で調整する事として、第一回団交を終了した。



新型コロナウイルスのワクチン接種が各国で始まった。米国では昨年十二月からスタートし、欧州などでも同様にワクチン接種が始まった。ワクチン接種に対しては副反応など安全性を疑問視する声もあるが、徐々に接種は広がっている。日本でも二月以降、輸入ワクチンを接種する計画が立てられている。これでコロナ感染症が終息に向かってくれば良いが、一部懸念がある。少なくとも途上国ではワクチンを輸入できず、接種を受けられない事態になりそうだ。世界貿易機構(WTO)の協定によって、ワクチンを開発した企業に対して知的財産権が認められ、その提供を受けるには膨大なコストがかかる▼インドや南アフリカなどの六カ国が昨年、WTOに対して知的財産権保護の協定を適用除外にするよう要請した。ジェネリック医薬品、後発薬のように、安いワクチンを作れるようになるためだ。結果的には米国や英国が反対して結論は先送りとなった。もちろん、ワクチンを開発した企業の知的財産権は大事ではあるが、ワクチンの開発については国などの公的な情報や資金も援助されていることから、全世界でのコロナ抑止のため、今回は知的財産権の適用除外を認めるべきではないかとの声が高まっている。